

第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項

洪水時に高い水位が長時間、長い区間に亘り続く千歳川においては、千歳川の堤防が漏水を起こしやすい土質であること、その基礎地盤が軟弱でかつ漏水を起こしやすいことを踏まえると、洪水時に千歳川の水位が高くなって堤防が危険な状態の時に排水機場の操作を続けた場合、堤防が破堤して千歳川の洪水が堤内に溢れ、住宅等に壊滅的な被害が発生する懸念がある。

一方、本流域内には内水排除のためのポンプ施設が設置されているが、外水氾濫のおそれがある場合には、その被害を助長させないこと、また、より効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減させることを目的として、出水時における排水ポンプ場の運転調整ルールを定め既に運用を行っている。

特定都市河川流域としては、これまでの運転調整ルールを引き続き実施しつつ、必要に応じて運転水位設定等について定期的な見直しを行い、流域全体における浸水被害の最小化を図る。

また、各ポンプ場は洪水時には警戒体制を取り、河川水位に応じて、本川からの逆流防止のための樋門操作や内水排除ポンプの運転調整を行っている。今後はポンプ施設をより効率的かつ効果的に機能させるため、関係機関との情報共有のための体制について検討する。

さらに、流域住民への理解と避難時の協力を求めるため、事前の周知を十分に行うとともに、流域住民が避難準備等をできるように、適切な情報伝達等についても検討する。

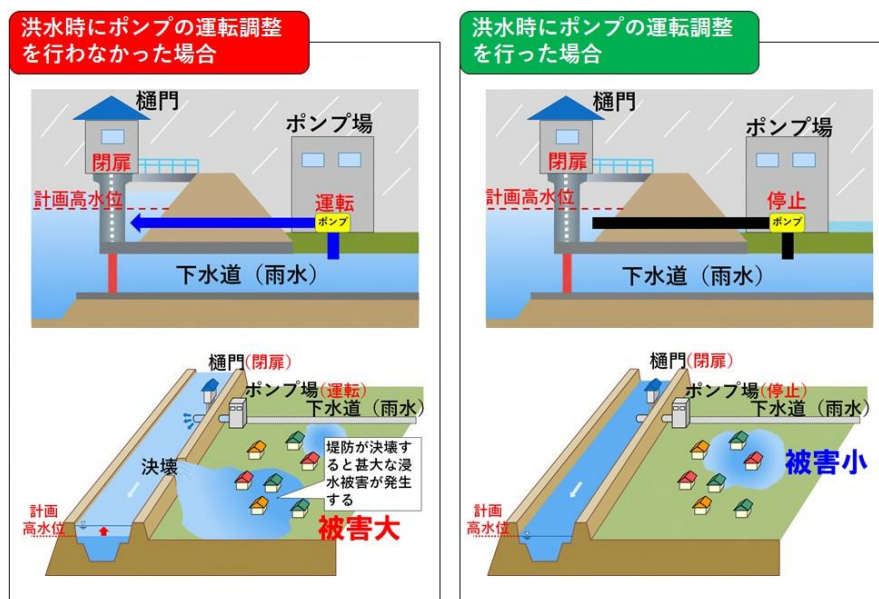


図 9-1 内水排除ポンプの運転イメージ

第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項

都市浸水想定に加え、雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図等からハザード情報等を把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況等を把握し、水害リスクを評価する。その上で、今後、都市浸水想定ブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について定めることとし、今後、千歳川流域水害対策協議会にて検討を行っていくものとする。

水害リスクの評価やブロック毎の土地の利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）」を参考とするとともに、立地適正化計画に定める防災指針等の防災まちづくりの方向性にも関係することから、千歳川流域水害対策協議会の場を活用し、河川、下水、都市、農林、防災その他の関係する部局が連携し、都市計画やまちづくりに関する計画等との整合・連携を図る。

都市浸水想定において河川整備後においても水災害リスクが残存する地域については、土地利用の方向性を十分に整理した上で、浸水被害対策を検討する。

また、千歳川流域の特性を地域の方々に積極的に説明し、建設物の耐水化を奨励し、洪水時の浸水被害の軽減に努める。

第 1 1 章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」の指定に向けた検討を進める。

また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」の指定に向けた検討を進める。

区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項を踏まえ、関係部局（河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局）が緊密に連携し、検討を行うことが必要である。河川管理者等は、指定権者に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。

貯留機能保全区域の指定にあたっては、都市浸水想定区域や、ハード整備後においても内水等による浸水が想定される「遊水地域」及び「低地浸水地域」のうち盛土等を行うと家屋被害等増大が想定される農地や未利用地について、水田等の土地利用形態や住家の立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとし、流域内全市町（江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町）において区域指定の検討を行う。

指定に向けた合意形成にあたっては、流域における浸水の拡大を抑制する観点から、指定により土地の保全を図ることが重要であること、河川と隣接する区域や水域として連続する区域等は生物の生息・生育・繁殖環境にとっても重要であること、土地の貯留機能を保全することから区域内の水害リスクやごみ等の流入が残ることなどについて説明し、土地の所有者や利害関係人等（農用地区域においては耕作者や区域内の施設所有者及び管理者）の理解の促進に努める。

また、貯留機能保全区域における堆積ゴミ等の対策については、地域との連携を検討する。

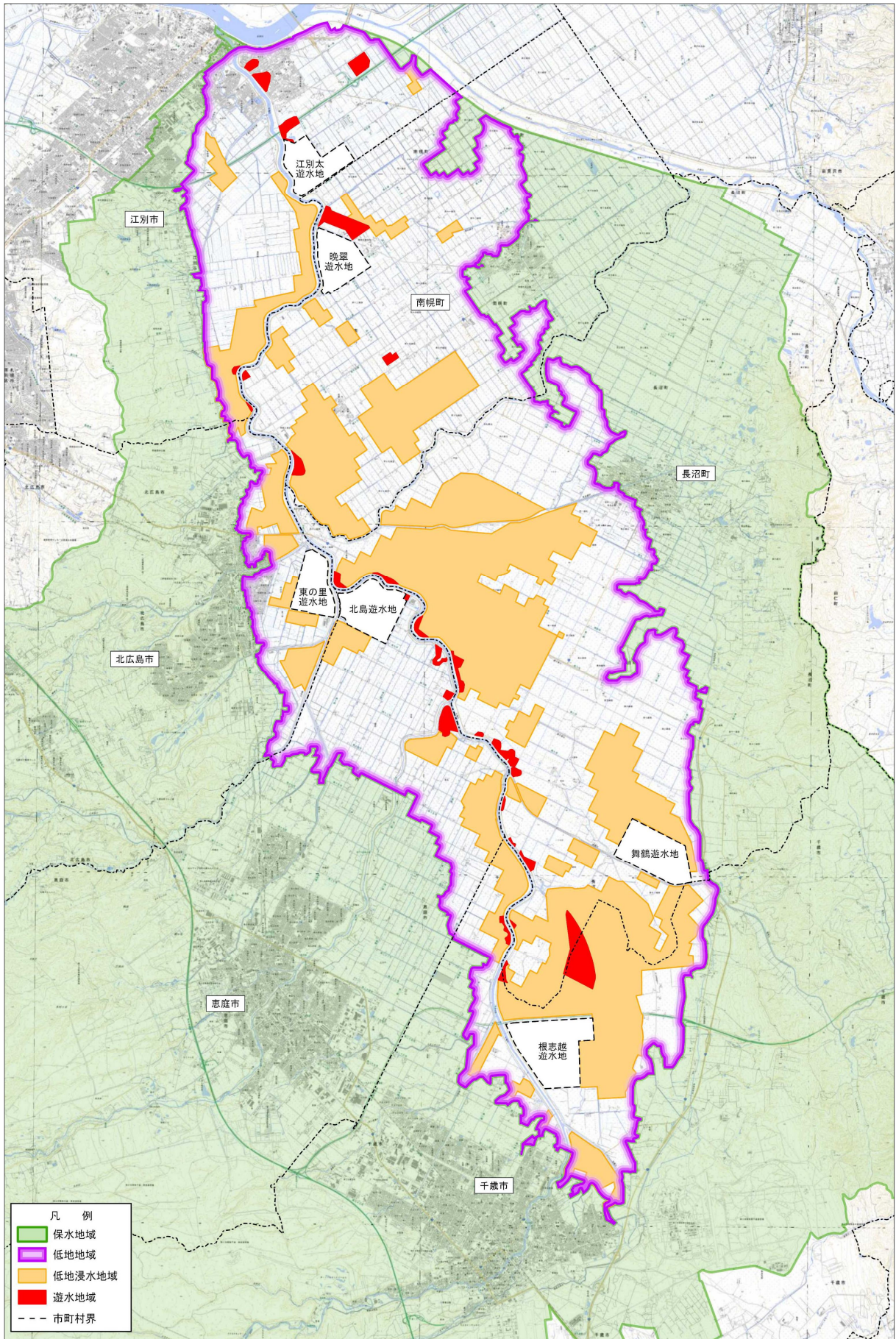


图 11-1 千歳川流域地域区分图

第2節 浸水被害防止区域の指定の方針

浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。

浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえ、ハード整備後においても内水等による浸水が想定される「低地浸水地域」において、水害リスクマップ（浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図）等を参考として、現地の地盤の起伏や土地利用形態等を考慮した上で、北海道知事が市町長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとする。

なお、浸水対策を実施しても一部において50cm以上の浸水が想定される箇所が存在するが、都市計画や立地適正化計画における市街化区域や居住誘導区域ではないため、当面の間、浸水被害防止区域の指定は行わない。